

令和7年度 筑後市総合教育会議

日時：令和8年2月18日（水）15時30分

場所：302 会議室

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 報告事項

○第七次筑後市総合計画策定について 【資料1】

（第4次筑後市教育大綱策定について）

○筑後南小学校開校からの現状について 【資料2】

○不登校・いじめの現状について 【資料3】

○教職員の働き方改革取組指針について 【資料4】

4. 協議事項

○なし

5. 連絡事項

6. 閉 会

第七次筑後市総合計画の策定について（報告）

1. 趣旨

現行の「第六次筑後市総合計画」の計画期間終了に伴い、次期計画となる「第七次筑後市総合計画」の策定に着手することを報告するものです。本日は、その基本的な考え方や進め方を定めた「策定方針」および「今後のスケジュール」について説明します。

2. 策定方針の概要

（1）策定の趣旨

現在、本市では「第六次筑後市総合計画（2020-2026）」を指針として、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。しかし、令和8年度でその計画期間が終了することから、今後も引き続き総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、本市の行政運営の指針として「第七次筑後市総合計画」を策定します。

（2）計画の基本姿勢

次期計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向等を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組みます。

- ①行政経営の指針となる計画
- ②選択と集中
- ③地方版総合戦略を包含した計画
- ④市民参画
- ⑤分かりやすい計画
- ⑥経営計画の周知と浸透

（3）計画の構成と期間

2027（令和9）年度～2034（令和16）年度

①基本構想

計画期間は、8年とする。

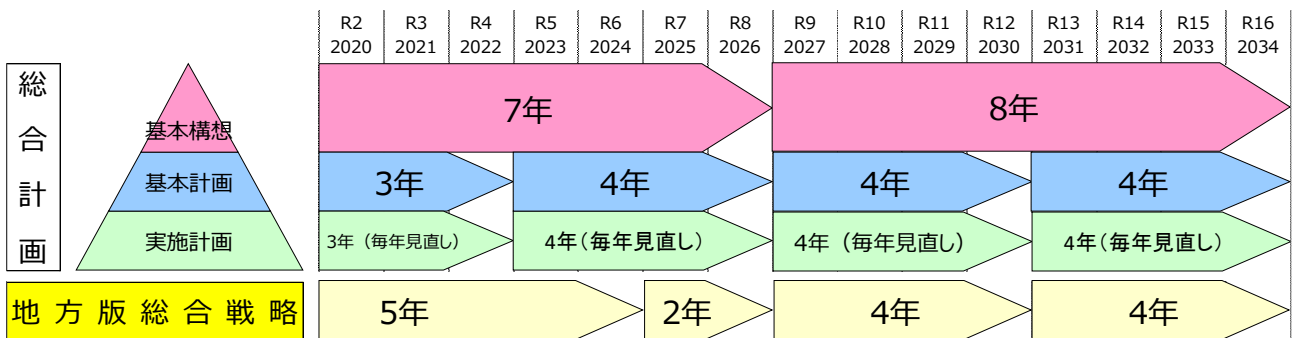
②基本計画

基本構想と同様に計画期間を8年とし、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、4年経過後に見直しを行う。

③実施計画

計画期間は1年とする。ただし、事業費や実施手法等については、事務事業評価結果及び財政状況を踏まえ、毎年見直す。

各計画の構成と期間



3. 策定体制

策定に当たっては、広範な視点から検討を行うため、総合計画審議会に諮問するとともに、市民参画の機会を通じて市民の意見を幅広く伺いながら進めます。

(1) 総合計画審議会

学識経験者や市議会議員、各種団体の代表者等 10～15 名程度により組織。

(2) 市民参画

市民の意見を聴取し、計画に反映する。

(3) 庁内検討組織

既存の経営会議及び各政策調整会議、各課による全庁的な体制の下で検討を行う。

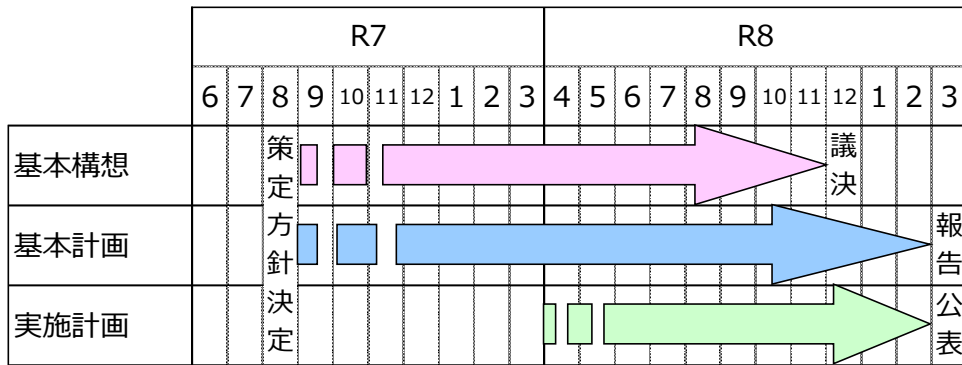
4. 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和7年度

基本構想・基本計画の検討

(2) 令和8年度

基本構想の決定（議決）、基本計画・実施計画の策定



※2月24日の経営会議において、総合計画の体系案を決定する予定

5. 次期教育大綱の策定

(1) 現行の大綱について

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この中で、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されました。

本市においても、平成27年度総合教育会議において、平成28年度～平成31年度までとする「筑後市教育大綱」が初めて策定され、その後、「第2次筑後市教育大綱」「第3次筑後市教育大綱」の策定を行いました。

(2) 次期教育大綱について

現在、本市では令和5年度～令和8年度までを実施期間とする「第3次筑後市教育大綱」を策定し、教育、学術及び文化の振興に努めています。しかし、令和8年度でその計画期間が終了することから、この度の第七次総合計画の策定に合わせて、新しい教育の指針として「第4次筑後市教育大綱」を策定します。

(3) 策定のスケジュール（案）

	期 日	内 容
第1回会議	令和8年2月18日	・次期教育大綱の策定、今後のスケジュールを周知
第2回会議	令和8年11月頃	・事務局より素案を提示し、協議を行う。
第3回会議	令和9年2月頃	・前回会議からの意見及び第七次総合計画の基本事業名等踏まえて教育大綱案を策定する。

筑後南小学校開校からの現状について

学校教育課

令和7年4月、水田小学校・下妻小学校・古島小学校3校を再編し、筑後南小学校が開校しました。令和3年度の再編統合決定以降、開校準備委員会での開校に向けた課題の協議や当該3校による児童の交流事業の実施などを進めてまいりました。まもなく開校1年を迎える筑後南小学校について報告いたします。

1.筑後南小学校の概要（R7.5.1）

児童数) 本校 521名 ※市内2番目の規模、校区は最大
いずみ分校（児童心理治療施設 筑後いずみ園に併設）14名
学級数) 本校 21学級（うち特別支援学級4学級）
いずみ分校 3学級
※昨年度まで古川小学校内に設置していた通級指導教室
「ことばの教室」を筑後南小学校に移転。

校訓) 『創造と友愛』
学校教育目標) 自ら探求し心豊かに学び合い
ふるさと（筑後南）を愛し 未来に向かって
たくましく生きる児童の育成



2.令和7年度の主な行事

○開校式 (4/7)



○地域学習等

山しか祭 (6年)、枝豆収穫 (2年)、安全マップづくり(4年)、はんぎり (1・6年)、地域の宝発見 (3年)、南っ子タイム (稲作体験・全校) など地域の協力により実施。



○フレンドリーコンサート

校歌の作詞者、作曲者と校章作者を招き、それぞれの作成エピソードを聞くなど、交流しながらの音楽鑑賞会。



○運動会（11/22）

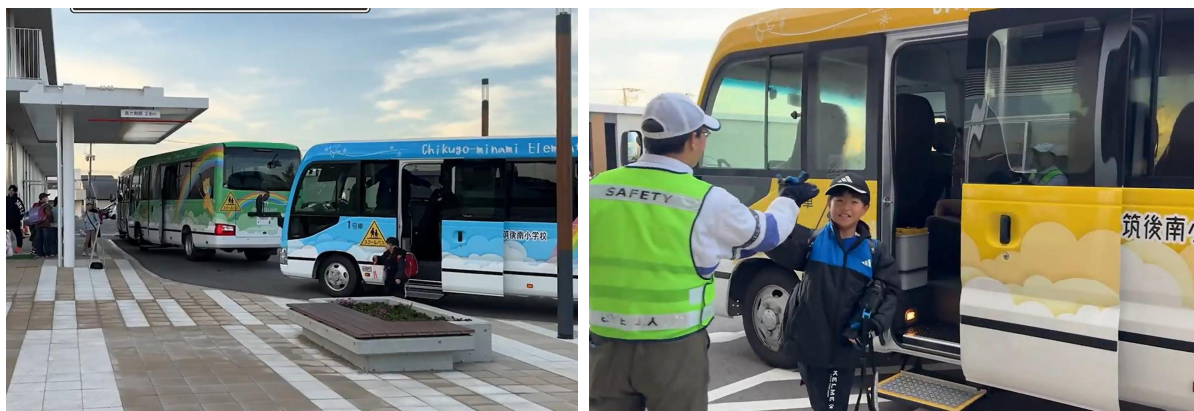
11月14日に運動場が完成。運動場の使用開始の際には全校生徒が皆で一斉に運動場に入り、新しい運動場の完成を喜んだ。



3. スクールバス

EVバスの不具合からディーゼルバスへの変更という混乱はあったが、児童に危害の及ぶ事故等は発生していない。今年度のスクールバスの運行は4台、8コースで利用者は145名である。

また、教育活動においてもスクールバスを活用することで、旧下妻校区や古島小校区への校外学習など、広がった校区を知り、地域と触れ合う体験活動の機会を積極的に設けている。旧校区はこれまでの歴史が長かった分、閉校・統合新設への想いにも温度差があったと思われるが、それぞれの旧校区は共通して地域のこども達を大切にする想いが強く、筑後南小学校の地域活動等についても非常に協力的である。



4.開校年度を振り返り（校長所感）

開校式から始まった初年度。「再編された3小学校の素晴らしい伝統を引き継ぎつつ新たな学校文化を創造していく」ことを、こども達と教職員、みんなで約束したあの日から、間もなく1年が過ぎようとしています。

振り返れば、何をするにも初めてのことばかりで、一つ一つ念入りに確認しながら教育活動を進める日々でした。けれど、そんな心地よい緊張感の中で、我々教職員も学ぶことが多く、とても貴重な経験をさせていただいた有意義な1年間だったように思います。

新たな環境に戸惑いもあったであろうこども達も、日々の教育活動を重ねるたびにつながりを強め、今では長く一緒に過ごしてきたかのような関係を築き上げています。また、広い校舎や空調設備のある体育館等、最新の施設・設備を整えていただいたおかげで、学習や運動にもとても意欲的に取り組んでいます。こども達が安心して学校生活を送ってくれていることを、本当にうれしく思います。

こども達の笑い声があふれる校舎を眺めるたびに、開校に向けてご尽力いただいた筑後市教育委員会はじめ関係者の皆様や、閉校を受け入れ未来を託してくださいました地域の皆様のお姿が浮かびます。今日まで支えていただきましたことに改めて心より感謝申し上げますとともに、今後とも、筑後南小学校のこども達を温かく見守っていただきますよう、お願い申し上げます。



【資料 3】

【総合教育会議報告】

不登校・いじめの現状について

学校教育課

令和7年度不登校・いじめの現状について報告します。

1. いじめ認知の状況

○いじめ認知件数の推移

	R3	R4	R5	R6	R7(※)
小学校	102	134	103	94	54
中学校	54	64	49	38	63

※R7.12 末現在

いじめの定義は、「一定の人間関係の中で心理的・物理的な行為により、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じたもの」とされている。文部科学省は、平成28年度にいじめの認知について些細な事案も積極的に認知するよう通知をしており、当市でもいじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いている証と考えている。小中学校では、児童生徒へのアンケートや教育相談、日常的な様子の観察等によるいじめの把握と、いじめを認知した場合には保護者とも連携しながら早期に解決するよう取り組んでいる。

2. 不登校の状況

○不登校児童生徒の推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7(※)
小学校	21	34	59	72	77	60
中学校	57	92	103	101	112	101

※R7.12 末現在

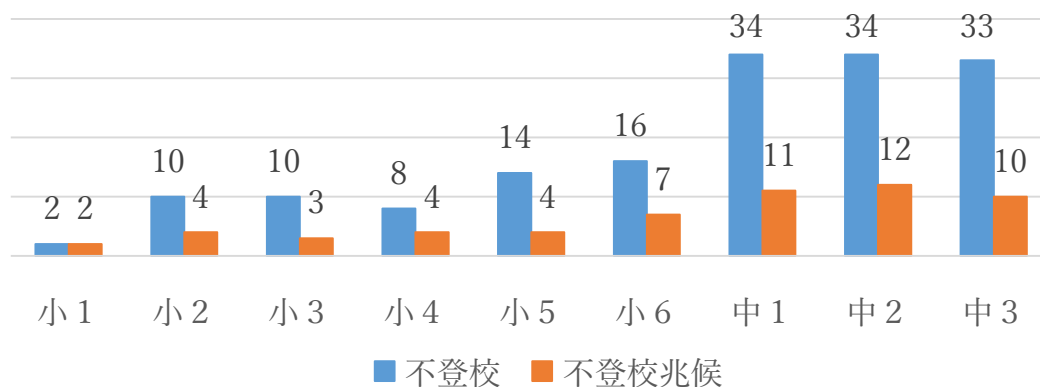
新型コロナウイルス感染症拡大による社会状況の変化、登校することに対する考え方の変化等により、令和3年度以降、不登校児童生徒が急増した。増加の割合は鈍化したものの依然として増加傾向にある。

○各年度12月末時点の不登校・不登校兆候児童生徒数

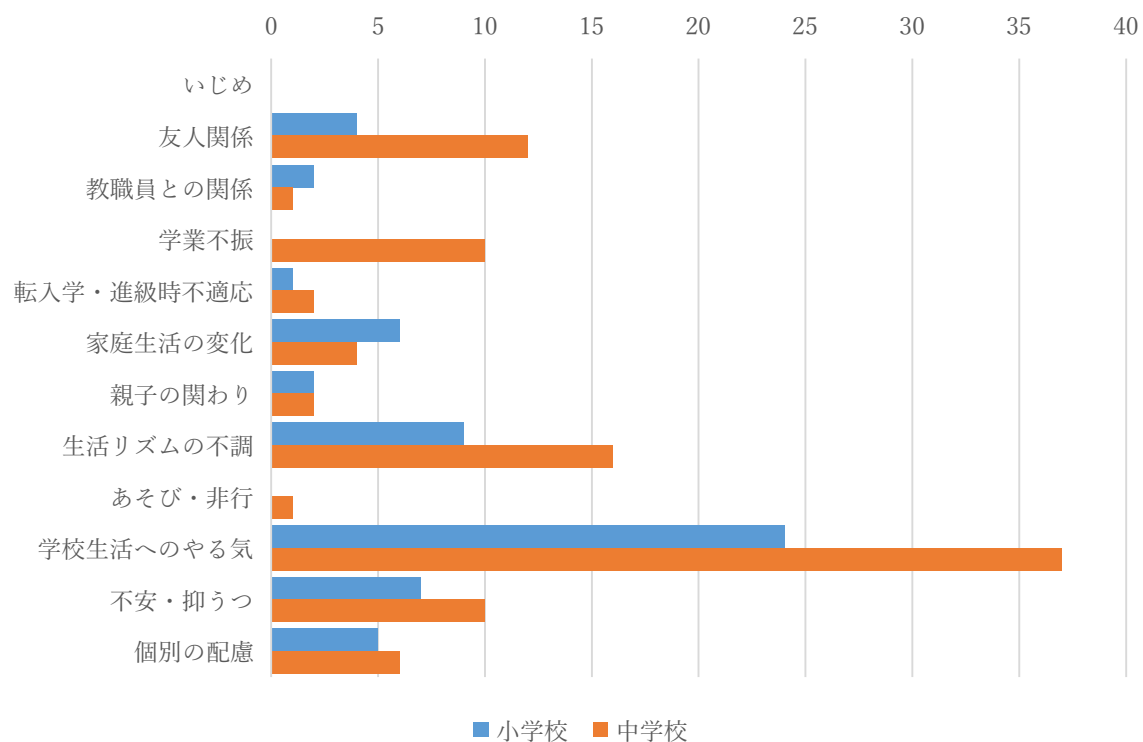
小学校	R3	R4	R5	R6	R7
不登校	25	38	55	60	60
不登校兆候	38	40	33	39	24

中学校	R3	R4	R5	R6	R7
不登校	35	93	79	89	101
不登校兆候	17	45	46	41	33

○令和7年12月末時点の学年別の不登校児童生徒数

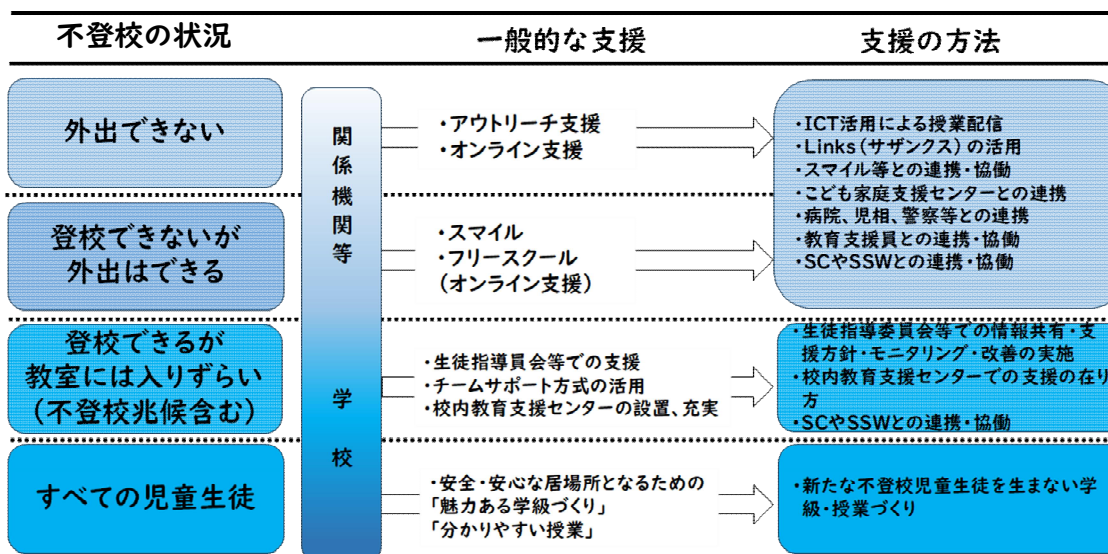


○令和7年度不登校の主な要因（R7.12月末）



3.不登校への対応

○学校における対応



各学校では、未然防止と初期対応に特に注力しており、学校生活において元気がない、様子がいつもと違うなど細かな点についても学年会や生徒指導委員会で共有し、保護者とも連携しながら組織的に対応している。個別の対応を具体化するため、別室登校のための場所の確保や別室への職員の配置等についても各学校の状況に合わせて尽力している。

また、学校は、必要に応じて教育支援センターに配置する教育支援員の支援を要請し、登校支援など児童生徒に応じた支援を実施している。

○その他の取組(居場所づくり)

令和7年度新たな取組として、不登校児童生徒の居場所づくりのため、サザンクス筑後の事業「サザンクス スコアレ」とともに不登校児童生徒の居場所として居場所「Links」を設置。

◆「Links」

- ・場 所 サザンクス筑後2階研修室
- ・開設日 毎週火曜日～金曜日 13時～17時
- ・利用登録者 12名(小学生6名、中学生6名) R8.2.12現在

見守り協力団体の協力により運営(ユースサポート不登校支援部会、ボランティア連絡協議会、まちづくりネットワークちくご、二川こどもサポータークラブ、主任児童員部会)

自由に
ゆっくりすごせる
場所です。
のぞいてみてください。

参加費不要

2025.6
OPEN!
毎週 火～金曜日
13:00～17:00

こどもの居場所
リンクス
Links

in サザンクス筑後



■ Links について

- 利用できる方 筑後市在住の小・中学生
※事前の利用登録が必要です。(右欄参照)
※小学生は送迎が可能な方に限ります。
- 場所 サザンクス筑後 2階研修室(和室)
- 開設スケジュール
火曜日～金曜日の週 4日 13:00～17:00
※祝日・夏休みなど学校が休みの日はお休みです。
サザンクス筑後の状況により、場所の変更や
お休みもあります。

開設状況 ▶



○居場所の見守りは、ボランティアの皆様
にお願いしています。

【お問い合わせ】筑後市教育委員会 学校教育課
Tel 0942-65-7038

■ 利用登録について

Links 利用に関しては、事前の利用登録をお願いします。

利用登録 ▶



※下の利用申込書による登録も受け付けます。利用申込書は、筑後市教育委員会 学校教育課へ持参又は郵送してください(〒833-8601 筑後市教育委員会 学校教育課(住所不要))。

(切り取り)

Links 利用申込書(学校教育課提出用)

令和 年 月 日

Links の利用規定を理解の上申し込みます。

児童・生徒 氏 名	ふりがな	学校名	学校 年	保護者 氏 名	
住 所	筑後市大字	番地	保護者 連絡先		

サザンクス筑後こどものえんげきひろば
「筑後市未来奨励表彰」受賞記念関連事業

学校に行きづらい日は

げきじょう

劇場

(サザンクス筑後)へ

行こう!

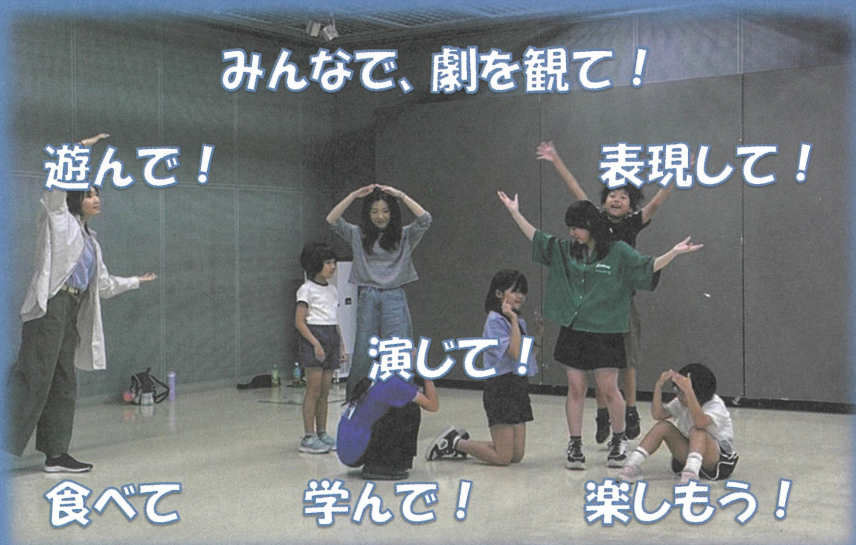


SAZANKUSU

SKHOLE

サザンクス スコーレ

～鑑賞・演劇・表現・休憩・学びの学校～



【サザンクススコーレの 1日の時間割】

- 10:00 1. 2時間目(土曜日のみ)
「あそびの時間」
- 12:30 給食(土曜日のみ)
〈サザンクス こども食堂〉
- 13:30 3. 4. 5. 6時間目
「おかしづくりの時間(金曜日のみ)」
「遊びの時間」「お昼寝の時間」
「演劇・表現の時間」
「えんげき映画鑑賞の時間」
- 17:00 またねの会

時間は何時からでも、
参加できるよ!



【サザンクス スコーレって?】

～みんなで劇を観て! 遊んで! 楽しむ1日!～

月1回の金曜日と土曜日に、子どもたちが集まって演劇映像の鑑賞をしたり、遊んだり、表現したり、休憩したりして過ごす1日です。誰でも自由に参加することができます。「学校」の授業では経験できない時間割の「学校(スコーレ)」です。ぜひ、遊びにきてください。子どもたちと一緒に活動してもらえる大人も大歓迎です!

と き：令和8年1月23日(金) 13:00～17:00・24日(土) 10:00～17:00

と ころ：サザンクス筑後 小ホール・研修室(和室)

対 象：2007年4月2日～2018年4月1日生まれの人

(小学1年生～高校3年生の学年に相当する人)

(未就学のきょうだい児も保護者同伴にて参加できます)

参加費：無料

主 催：公益財団法人筑後市文化振興公社

共 催：筑後市・筑後市教育委員会・みんとしよかたる

協 力：サザンクスこどもリンクワーカー・筑後市社会福祉協議会

筑後市内地域こども食堂・筑後市内民生児童委員有志

ちっこ子どもフードサポートネットワーク(お譲り服主催)

24日(土)は、13～15時
「お譲り服」配布開催!

お問合わせ

筑後市大字若菜1104

サザンクス筑後

TEL0942-54-1200

教職員の働き方改革取組指針について

学校教育課

教職員の働き方改革の取組として行っている、「筑後市教職員の働き方改革取組指針」について、令和 7 年度の取組を報告します。

1. 前期（令和 4～6 年度）総括

令和 4 年度より、3 つの目標を掲げ、教職員の働き方改革に向けた取組を行った。

- ・ 正確な勤務時間の把握
- ・ 定時退庁日の設定
- ・ 学校閉庁日の設定
- ・ 学校の ICT 化
- ・ 部活動改革 等

目標①

令和 3 年度の実績をもとに、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間で、時間外在校等時間を 5 % 削減する。

時間外在校等時間（年間）

	年間平均時間				R3とR6の比較 (R3を100%とする)
	R3	R4	R5	R6	
小学校	482:31	417:54	401:02	364:55	75.6%
中学校	682:53	705:57	731:35	651:47	95.4%
合 計	542:15	513:39	499:28	452:26	83.4%

目標②

令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間で、教職員の時間外在校等時間を年 3 6 0 時間以内（月 4 5 時間以内）とする。
 （※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。）

月平均時間

	小学校				中学校				全体			
	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6
①45 h 以下	59.4%	67.2%	69.4%	77.3%	37.9%	33.6%	30.8%	39.5%	53.0%	57.0%	57.7%	65.6%
②45 h 超～80 h 以下	35.8%	30.0%	29.1%	21.7%	39.1%	43.6%	45.4%	42.8%	36.8%	34.1%	34.0%	28.3%
③80 h 超～100 h 以下	3.8%	2.4%	1.5%	0.9%	12.9%	13.8%	14.8%	12.8%	6.5%	5.9%	5.5%	4.6%
④100 h 超	1.0%	0.4%	0.1%	0.0%	10.1%	9.0%	9.0%	4.9%	3.7%	3.0%	2.8%	1.5%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

年時間

	小学校				中学校				全体			
	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6
①360 h 以下	29.2%	39.5%	43.8%	48.4%	11.8%	12.6%	9.5%	13.4%	24.0%	31.4%	33.5%	37.7%
②360 h 超～720 h 以下	59.8%	54.3%	49.6%	48.4%	44.1%	41.1%	34.7%	42.3%	55.1%	50.3%	45.1%	46.5%
③720 h 超	11.0%	6.3%	6.7%	3.2%	44.1%	46.3%	55.8%	44.3%	20.8%	18.2%	21.3%	15.7%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

目標③

市教育委員会が実施するストレスチェックにおいて、高ストレス者の割合を全体の5%に抑える。

高ストレス者の割合

	対象者数	回答者数	実施率	高ストレス者の人数	割合	R3との比較 (R3を100%とする)
令和3年度	323人	270人	83.6%	36人	13.3%	
令和4年度	331人	275人	83.1%	38人	13.8%	105.6%
令和5年度	329人	288人	87.5%	43人	14.9%	119.4%
令和6年度	322人	298人	92.5%	43人	14.4%	113.2%

2.改訂指針について

令和6年度までの取組の総括を受け、令和7年度からの目的・目標を定め「筑後市教職員の働き方改革取組指針」の改訂を行った。

○目的

教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れる生活を実現し、やりがいを持って安心して働くことができる環境をつくること
- ② 教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校における教育環境を充実させること

○目標（数値目標の設定）

- ① 月80時間超の時間外在校等時間を解消する。
- ② 教職員の時間外在校等時間を年360時間以内（月45時間以内）とする。（※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。）
- ③ 市教育委員会が実施するストレスチェックにおいて、高ストレスと判定された者のうち、5%以上を医師による面接指導につなげる。

○教育委員会、学校の責務

(1) 教育委員会の責務

市教育委員会は、この指針により管内小中学校における「教職員の働き方改革」に向けた取組を推進する。具体的な取り組みについて、管内小中学校へ働きかけをおこなう。

(2) 学校の責務

校長をはじめ、本指針に基づき次項に掲げる具体的な取り組みを実施する。

管理職は、教職員に対して、指針の趣旨等を理解させ、適切な勤務時間の管理、長時間勤務の改善に努める。

教職員は、働き方改革の目的や趣旨を理解し、自らの働き方を見直す。また、他職員と連携しながら長時間勤務の改善に向けた取組を実施する。

○具体的な取組内容

①正確な勤務時間の把握
②定時退校日の拡大
③学校閉庁時刻の設定
④学校閉庁日（市内一斉）の設定
⑤管理職の意識改革
⑥保護者・地域住民への理解・啓発
⑦学校のICT化
⑧事業の削減
⑨研修の見直し
⑩部活動休養日の拡大
⑪スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用
⑫コミュニティ・スクールの推進
⑬地域等と連携した登下校時の安全対策の推進